すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書

2年以上続くコロナ禍のもと、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くケア 労働者が社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役 割に見合った処遇ではないことがマスコミにも取り上げられるようになった。 そうしたなか、岸田政権は先の総選挙前に、看護、介護、保育などのケア労働者 の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで、介護・保育などで は月額9,000円、看護は月額4,000円の処遇改善事業が実施された。

しかし、岸田政権の目玉政策のひとつであったにもかかわらず、利用申請等の手続期限が短期間だったために多くの自治体労働者の改善につながらなかったことをはじめ、民間の事業所でも看護では対象が極めて限定的だったこと、介護や保育でも10月以降の制度の不透明さなどから申請がためらわれ、制度を申請した自治体・事業所は限られた。また、引き上げ額が低いこと、補助金の対象職種・事業が限定的であったこと、などから抜本的な改善には至っておらず、現場で働く労働者には失望感が漂っている。

政府は、10 月以降の改善について、診療報酬・介護報酬・公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると一般会計で予算を計上した。しかし、看護では引き続き、対象が限定的であること、引き上げ額が低すぎることなど処遇改善事業での問題点はそのまま残っている。少なくとも、すべてのケア労働者を対象とすること、ケア労働者の全産業平均との格差是正、月額 4 万円以上・時給 250 円以上の引上げ、職員配置基準の抜本的な見直しなどとともに、確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠である。

長引くコロナ禍のもと奮闘しているすべてのケア労働者の処遇が改善される よう、必要な措置を講ずることを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1. すべてのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
- 2. 月額 4 万円以上・時給 250 円以上の引上げが実現するよう事業所に対する 支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

甲州市議会